

静岡県と西濃運輸株式会社との包括連携協定

静岡県（以下「甲」という。）と西濃運輸株式会社（以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上を図るため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、双方の資源を有効に活用した協働を推進することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 交通ネットワークの充実及び利用促進・PRに関すること
- (2) 県産品の販路拡大や地産地消の推進、地域産業の振興に関すること
- (3) 県民生活の向上や環境の保全に関すること
- (4) 地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関すること
- (5) 子ども・青少年の育成支援、子育て支援に関すること
- (6) 県政の情報発信に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙の合意の上、決定する。

（協定の内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に当たって知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、漏洩してはならない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項は、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和3年3月22日

甲：静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県知事

川勝平太

乙：岐阜県大垣市田口町1  
西濃運輸株式会社  
代表取締役社長

小寺康久